

## 第4章 施策の大綱

### 第1節 すべての人がいきいき輝くまちづくり

憲法は、すべての人が基本的人権を有し、個人として尊重されること、人種や信条、性別、社会的身分などによって差別されないことを定めています。「健康で文化的な生活を営む権利」「教育を受ける権利」などを保障し、「法の下での平等」を実現させるため、施策の充実に努めます。また、人権感覚を育み、市民一人ひとりがお互いの存在を認め合い、希望と誇りを持って、個性豊かに生活できる社会の実現をめざします。

一方、国際連合憲章に基づいた国際的な取組にもかかわらず、世界各地で紛争が絶えず、多くの人々が傷つき命が失われています。戦争は最大の人権侵害であり、平和なくしては人権を尊重する社会の実現はありません。市民の総意の下に「非核平和都市宣言」を行った、その精神に立ち戻って、人類共通の願いである平和な社会の実現をめざします。



#### 1 非核、平和のまちづくり

世界平和を作り上げるために、平和の尊さを次世代の人たちに語り継ぎ、戦争の悲惨さを風化させない持続的な取組が重要です。「非核平和都市宣言」に基づき、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向け、世界的な視野に立って、市民と行政が連携し、身近な地域から幅広い取組を進めます。

#### 2 人権を尊重するまちづくり

21世紀は「人権の世紀」と言われながら、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人などをめぐり、いまだに人権が侵害される事態が続いています。すべての人びとの基本的人権が保障され、多様な価値観を認め合うことができるように、吹田市人権尊重の社会をめざす条例に基づき、人びとがお互いの人権を尊重する視点での教育や啓発をはじめ、さまざまな人権課題に応じた総合的な施策を推進します。

#### 3 男女共同参画のまちづくり

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけています。しかし、女性に対する人権侵害、雇用の場における男女の差別的な取扱い、性別による固定的な役割分担意識を反映した慣行などが、今なお、さまざまな分野に根強く残っています。男女が対等な社会の構成員としてあらゆる分野に参画し、その能力や個性を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、吹田市男女共同参画推進条例に基づき、総合的な施策を推進します。

## 第2節 市民自治が育む自立のまちづくり

地方分権の進展に伴い、地方自治体では市民自らが地域の特性を生かした主体的・個性的なまちづくりに取り組んでいく可能性が高まっています。このことは同時に、本市が抱えているさまざまな課題を解決し、「吹田の都市」を次世代に誇ることができるものとして発展させ、伝えていくことを意味しています。

そのためには、市民の意思を市政に反映させる仕組みを整え、さまざまな世代や立場の市民が、地域のまちづくりに積極的に参画できるシステムを構築し、市民自治を確立していかなければなりません。

地域では、ひとり暮らし世帯の増加や近隣関係の希薄化が進み、コミュニティの形成に少なからず影響があるものの、福祉や人権、子育てや環境など日常生活に密接にかかわる分野では、自ら考え行動する市民によるボランティアやNPO活動などの新たな取組が、さまざまな施策の推進とあわせて幅広く進められています。

そうした市民の自主的で、多様な活動を支援し、豊かなコミュニティの形成を促進するとともに、市政への市民参画をさらに進め、市民、事業者、行政がお互いの役割と責任を明確にしなが、協働によるまちづくりをめざします。



### 1 多様なコミュニティ活動の充実による住みよいまちづくり

市民の自主的な活動がさまざまな分野で行われていますが、相互に情報を交換し、その知恵とエネルギーを集積することによって、コミュニティの振興に寄与するよう、必要な条件の整備に努めます。

また、地域に配置された諸施設については、コミュニティ活動と連携した運営が行われるよう、市民参画を進めるとともに、これらの施設が効果的に利用されるよう施設間のネットワーク化と多目的化を図ります。

さらに、自らの地域を住みよくするため、世代を超えて参加・交流し、子どもを含む若い世代がまちづくりの担い手として育つよう、市民の取組を支援するなど、コミュニティの振興に視点を置いた日常生活圏でのきめ細かな施策の推進に努めます。

### 2 情報の共有化を進めるまちづくり

市民、事業者、行政が協働によるまちづくりを進めるためには、必要な情報を共有していなければなりません。人と人、組織と組織のネットワーク化を図り、積極的な情報交換の促進に努めます。

また、市民の市政への積極的な参画を進めるため、必要な情報を必要なときに効果的に提供していくことが必要であり、個人情報の保護を適正に行いながら、情報化社会の進展に対応した多様な媒体による情報公開を進めます。

### 3 市民参画によるまちづくり

地方分権が進む21世紀のまちづくりは、あらゆる分野で市民との協働によるまちづくりを必要としており、その基本となるのが市民参画です。

多様な地域課題に的確に対応し、市民による施策の選択と合意形成が円滑に行えるよう、施策の企画立案、実施から評価に至るまでの各段階において市民参画を進めます。

また、誰もがまちづくりに参画できる環境を整備するとともに、効果的な参画・協働のシステムを築き、多様な市民の意見やエネルギーを生かした市民主体のまちづくりを進めます。

### 第3節 健康で安心して暮らせるまちづくり

少子・高齢化の進行、家族構成の変化、近隣関係の希薄化や経済の低成長といった社会状況の変化が、市民の暮らしに大きな影響を与えています。基本的人権を保障し、すべての市民が健康で安心して暮らすことのできる条件を整えることが求められています。

本市が先駆的に行ってきた独自の福祉施策は、市民の暮らしを支えてきました。これからも、誰もが住みなれた地域で、健康で安心して暮らすことができるよう、乳幼児期から高齢期にわたる福祉、保健、医療施策を総合的に推進します。また、市民自治の理念の下に、行政の施策を生かし、地域において健康で安心できる暮らしを支えることができるよう、市民、事業者、行政の協働による福祉のまちづくりをめざします。

#### 1 すべての子どもが健やかに育つまちづくり

次代を担う子どもたちの笑顔は、市民の喜びであり、願いです。しかし、子どもと家庭を取り巻く状況は厳しく、特に少子化の進行は子どもどうしの交流を希薄にし、子どもの社会性や自主性が育ちにくいものとなっています。

また、子育てに対する親の負担や不安が増大しており、社会全体で子どもが育つ環境を整え、見守っていく必要があります。なかでも、仕事と子育ての両立支援や男女が共に参画する子育ての促進などは、男女が自らの生き方を選択することや、ゆったりと見通しを持って子どもを育てることを可能にし、親とのより深い関わりの中で子どもが育つことにもつながります。

「子どもの権利条約」に基づき、すべての子どもたちが最善の環境の中で、仲間と一緒に遊び、生活する権利を持っていることに留意し、子ども自身の声に耳を傾け、総合的な子ども施策を推進します。また、家庭、地域、学校、行政が連携して子育て支援のネットワークづくりを進め、安心して子どもを産み、育てることができるよう取組を進めます。



## 2 高齢者や障害者の暮らしを支えるまちづくり

高齢者や障害者が、社会の一員として心豊かな生活を送ることができるよう、ノーマライゼーションの理念の普及を図るとともに、福祉、保健、医療、住宅をはじめ就労支援、自由な移動の確保、まちのバリアフリー化などの施策を総合的に推進します。また、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域における福祉の担い手づくりを進め、そのネットワーク化を図るなど、地域福祉の推進に努めます。さらに、高齢者が豊かな経験と能力を活用できるよう生きがいづくりを支援するとともに、障害を持つ人びとの一人ひとりの状況や必要性に応じたきめ細かな施策の充実に努めます。

## 3 生活を支える社会保障の充実

雇用環境の悪化に伴い失業率が増加するなど、市民生活を取り巻く経済環境は悪化しており、健康で文化的な最低限度の生活を保障する公的な役割はますます重要となっています。こうした中、経済的な困窮者に対し、生活の保障と自立への支援に努めます。

さらに、市民の生活保障機能を持つ国民年金や国民健康保険等の社会保障制度については、その充実を国にさらに要請するとともに、市としても支援に努め市民生活の安定をめざします。



## 4 健康な暮らしを支えるまちづくり

生涯にわたり健康な生活を送ることはすべての市民の願いです。「健康づくり都市宣言」に基づき、市民の自主的で積極的な健康づくりを支援するとともに、地域の関係機関や関係団体との連携を深め、疾病・障害の早期発見はもとより健康増進や疾病予防のための取組を進めます。

また、広域的な連携も含め救急医療体制の整備に努めるとともに、市内の先端医療施設や医療機関との連携を深め地域医療体制の整備に努めます。



## 第4節 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

ひとは生涯にわたって発達する可能性を持っています。人生のさまざまな時期に、その年齢、状況、立場に応じて、教育を受け、あるいは自ら学習する機会を持つことは、人びとの共通の願いです。

さらに、ゆとりや生きがい、健康の増進を求める市民意識の高まりや科学技術の高度化、国際化の進展などに伴い、より質の高い文化や芸術、スポーツに親しみ、より深い知識や技術を習得することへの意欲はますます高まっています。

子どもたちが心やさしく豊かな感性と想像力を育みながら、自立した個人として成長していくことができるように、また、市民が生涯にわたって学び、さまざまな人と交流する中で、充実した毎日を過ごせるように、本市に集積する大学や学術研究機関との連携の下で、生涯学習社会の形成と豊かな市民文化が創造されるまちづくりをめざします。



### 1 学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり

「子どもの権利条約」に基づき、これからの時代を担う子どもたちが、自分を大切にするとともに他人を思いやり、主体性を持って、豊かに育つことができるよう乳幼児期からの育ちを支えるシステムや施策の充実に努めます。

また、自ら学び、考え、解決する力や意欲、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を養い、主体的かつ創造的に生きていく力を身につけることができるよう、学校教育の充実に努めます。学校の施設や機能を地域に開き、地域の多彩な人材が学校教育や学校運営に参加すると同時に、地域のさまざまな場で多様な世代と交流しながら子どもたちが育っていけるように、地域の学校づくりを進めます。

さらに、子どもたちが未来に希望を持ち、社会の一員として主体的に社会参加ができるよう、青少年を育成する総合的な施策を推進するとともに、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を果しながら、連携して自主的に取り組むことができるよう支援します。

### 2 生涯にわたり楽しく学べるまちづくり

市民一人ひとりが自らの能力や個性を磨き発揮するとともに、時代の変化に対応して知識や技術を高めることができるような学習機会の充実が求められています。また、市民自治のまちづくりを進める上でも、身近な地域社会に対する関心に応えることができる学習機会の提供が必要です。誰もが生涯にわたり自主的に学び、その成果を生かすことができるよう、学習活動の場や機会の充実に努めるとともに、生涯学習の推進に向けた体制の整備に努めます。

### 3 スポーツに親しめるまちづくり

市民一人ひとりの生きがいや健康増進に対する意識が高まる中で、スポーツの振興が求められています。身近な地域で、年齢や体力に応じて気軽にスポーツ活動に参加し、生涯にわたって健康でいきいきと暮らしていけるように、またスポーツを通じて多くの人びとと交流することで豊かなコミュニティの形成が図られるように、環境の整備や情報の提供など、幅広い取組を進めます。

### 4 多彩な文化が交流するまちづくり

人びとの関心やライフスタイルが個性化、多様化している時代にあっては、日々の暮らしの中でゆとりやすらぎ、楽しみを感じることができるような豊かな文化を育むことが求められます。

世代から世代へと受け継がれてきた地域の伝統行事や歴史・文化遺産の保存・継承に取り組むとともに、新たな感覚で市民が接し、学ぶことのできる機会の充実に努めます。また、市民が身近に芸術・文化に親しむとともに、自らが参加し、創造する機会の充実に努めます。多彩な文化がこのまちで出会い、花開くことができるように、市民と行政の協働の下で、市民文化活動の振興に向けた取組を進めます。



### 5 国際感覚豊かなまちづくり

交通・情報通信ネットワークの発達や経済活動などの国際化の進展により、世界の出来事が市民生活にとって身近で、重要なかわりのあるものとなっています。市民と外国の人びとがそれぞれの生活や習慣など多様な文化を理解し合い、地球的視野の中で共に生きていくことが大切です。

市民の豊かな国際感覚を養い、国際社会への適応力がより高められるよう、学校や地域において、さまざまな学習機会や情報の提供に努めるとともに、教育、文化、スポーツなどの分野における市民による国際交流を促進するため総合的な施策を推進します。

さらに、外国籍市民の市政への参画と地域での交流を促進し、居住者や留学生にとって暮らしやすい環境の整備に努めながら、すべての市民の人権を尊重する多文化共生のまちづくりを進めます。



## 第5節 環境を守り育てるまちづくり

地球温暖化をはじめとする環境問題が深刻化する中で、身近な暮らしから地球規模まで、環境に関する市民の意識は広がりが高まりをみせています。

一方、本市においては、都市の成熟化が進む中で、既存住宅地の再生、通過交通の増大などの課題を抱えています。公園や社寺のもり、生産緑地、水辺などを結ぶ緑のネットワーク、環境負荷の少ない交通手段の普及など、これまで以上に環境に配慮した取組が求められています。

恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため、自然と共生する暮らし方の下で資源やエネルギーを大切にするなど、循環を基調とするまちづくりに向けた取組をいっそう進めていかなければなりません。

そのためには、市民一人ひとりが自らの生活のあり方を見直すとともに、企業活動のあり方も転換していく必要があります。市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を明確にしながら、持続可能な社会を築くことができるよう、先進的な取組を進め、環境を守り育てるまちづくりをめざします。

### 1 環境負荷の少ない住みよいまちづくり

工場・事業場での事業活動に伴う公害については改善が進みましたが、自動車交通に起因する大気汚染、騒音等は依然として改善が進んでいない状況にあります。一方、ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質による環境への影響も懸念されています。

自動車公害の防止に向けた施策の充実や、有害化学物質などによる環境汚染の未然防止に取り組むなど、身近な生活環境をめぐる問題に適切に対応しながら、市民の健康が守られるよう取組を進めます。

また、自らも環境に負荷を与える存在であることを認識し、市民、事業者、行政などすべての主体が自主的かつ積極的に取り組むことにより、環境負荷の少ない住みよいまちづくりを進めます。

### 2 自然と共生するまちづくり

自然は、生態系の維持をはじめ水や大気の循環や浄化など、さまざまな機能を有するとともに、私たちの心を癒し、やすらぎを与えてくれます。

市街化が進んだ本市においては、身近な自然が失われつつありますが、人間も多様な生物とともに生態系を構成する一員であることを自覚し、緑や水辺など市内に残る貴重な自然環境の保全と回復に努める必要があります。生産緑地など貴重な緑の空間を保全・活用するとともに、緑の育成・創出に向けた市民の自主的な活動を促進するなど、自然と共生するまちづくりを進めます。

### 3 循環を基調とするまちづくり

21世紀に人類が取り組むべき課題とされる地球温暖化をはじめとした地球規模の環境問題の解決を図るためには、すべての人が積極的に取り組む必要があります。

市民、事業者、行政などあらゆる主体が協働し、地球環境の保全に貢献できるよう、廃棄物の減量・リサイクルや省資源・省エネルギーなどに取り組み、環境への負荷の低減に向けた循環を基調とするまちづくりを進めます。

## 第6節 安全で魅力的なまちづくり

本市は住宅都市として発展してきましたが、商業・業務機能の集積も進み、複合機能を持つ都市へと変化してきています。快適な市民生活を支えるためには、新たな活力を生み出す都市機能、快適な住宅、にぎわいのあるまちなみ、質の高い景観など、まちの整備を適切に進めていく必要があります。まちづくりへの市民参画を進め、快適性や利便性ととも環境にも配慮した魅力的なまちづくりをめざします。

未曾有の大被害をもたらした阪神・淡路大震災は、「地域の安全は地域で守る」という意識を抱くことの重要性を人びとに認識させました。近年相次ぐ身近な場所での犯罪への対応も含め、防災や防犯に関する市民、事業者、行政による取組の強化を図りながら、安全なまちづくりをめざします。



### 1 安全なまちづくり

災害に強い安全なまちづくりを進めていくため、都市基盤の整備における防災機能の強化・充実と密集市街地の環境改善などを図ることにより、防災力の向上に努めます。また、日常からの防災意識の高揚を図るとともに、総合的な防災体制の機能充実と近隣都市との協力体制の整備に努めます。

さらに、地域のコミュニティ組織やボランティア、NPOなどの地道な活動が、いざというときの防災や防犯面において、互いに助け合い、支え合う関係として機能するように、関係機関と連携しながらネットワーク化を図り、安心・安全な生活環境づくりを進めます。

消防・救急については、大規模化し複雑多様化する災害や事故にも対応できる消防力等の整備、充実に努め、市民が安心・安全に暮らせるよう取組を進めます。

### 2 暮らしや都市活動を支える基盤づくり

快適な暮らしや活力ある産業を支える基盤づくりとして、道路、公園、上下水道などの都市施設の整備と充実を図りつつ、地域ごとの特性を踏まえ、市民、事業者、行政の協働の下で、良好なまちづくりの実現に向けた取組を進めます。

また、都市基盤の整備や維持管理においては、施設機能の向上に加えて、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点を持つとともに、周囲の自然や景観が損なわれないように、環境への配慮を積極的に図りながら取組を進めます。

特に交通については、自動車に過度に依存しない交通環境の実現に向けて、歩行者や自転車優先、公共交通機関の利用が促進されるまちづくりを進めます。



### 3 良好な住宅・住環境づくり

公的住宅については、家族構成の変化や高齢化、そして生活様式の多様化などに伴う新たな市民ニーズに対応した取組が求められており、既存住宅の有効活用を含む総合的な対策により、良好な住宅の確保に努めます。

また、千里ニュータウンをはじめとする既存住宅の建替えや新たな開発による住宅建設においては、計画の規制や誘導などにより、残された貴重な緑の保全や新たな緑の創出に努め、より良好な住環境づくりを進めます。

### 4 景観に配慮したまちづくり

地域の特性を生かしながら、うるおいや親しみのあるまちの景観をつくり育てていくことは、自分たちのまちに対する誇りと愛着を高め、住み続けたいまちづくりにつながります。良好な景観は市民共通の資産であり、その恵みを将来にわたって享受できるよう形成していくことが求められています。

地域の生活や活動の主人公である市民や事業者が、周辺と調和のとれた美しい景観づくりに積極的に取り組めるよう支援に努めます。また、市民、事業者、行政の協働により、歴史的、文化的資源やまちなみを保全するとともに、丘陵部の大規模な緑、河川やため池の親水空間を生かした緑豊かな景観形成に努めます。



## 第7節 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

本市では、交通の利便性が高いなど立地条件の良さから、卸売業やサービス業を中心とした商業・業務機能の集積が進んできましたが、長引く不況、周辺都市での大型店の進出など地域経済をめぐる状況は厳しく、事業所の開業や廃業の比率も高くなっています。

産業は、市民の就労や所得、さらには市税収入を生み出す経済基盤であるとともに、少子・高齢化が進む今日、消費の利便性ともかかわり、まちづくりにも大きな影響を与えます。

都市の機能と市民の価値観、ライフスタイルが大きく変化する中で、これらの変化に対応した新しい産業や、地域の必要に応じたコミュニティビジネスの振興を図ることにより、地域の活性化と安定した市民生活の実現をめざします。

### 1 地域の特性を生かした産業の振興

社会経済状況の変化に対応するため、経営の高度化や産業の活性化に向けた事業者の取組を促進するとともに、大学などとの連携により先端技術を生かした産業の振興や起業支援に努めます。また情報サービスなど産業支援型企業の育成を図ります。

広域的な集客が見込まれる商業地では、地域間や事業者間の交流・連携を図り、魅力ある商業地づくりを進めます。さらに大学と連携し学び集える場を設定するなど、まちのにぎわいの確保に努めます。

人口の高齢化に対応して、商店街が、地域住民の消費ニーズに応じた経営が確保できるよう、また、商店街が交流の場としても機能できるよう、事業者の取組を支援するとともに、コミュニティビジネスの振興を図るなど、地域密着型商業の振興を図ります。

工業については、居住機能と生産機能の共生という観点から、環境面で周辺地域との調和を図るとともに、付加価値の高い都市型工業の振興を図ります。

農業については、農産物を生産する役割だけではなく、農地を農業体験の場や都市部に残された貴重な緑の空間として位置づけ、自然環境の保全や災害の防止など多面的な機能を考慮した振興を図ります。

### 2 就労を支援する環境づくり

社会経済状況の変化に伴い、就労形態も大きく変化する中、安定した生活を送るためには、働く意欲のあるすべての人が能力や個性に応じて働くことができる、地域に密着した新たな就業の場の創出を含めた就労環境の整備が望まれます。

このため、関係機関との連携を強化し、就労につながる学習機会や情報の提供、相談機能の充実などによる就労支援に努めるとともに、勤労者の福祉向上をめざした取組を進めます。

### 3 消費生活を支える環境づくり

価値観やライフスタイルの多様化など、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、消費行動も多様化、個性化してきています。

消費行動の変化に応じた安心で安全な商品の供給に向けて、消費者と事業者の連携を促進します。

また、消費者の視点に立った情報提供や相談機能の充実など、消費者被害の未然防止と救済に向けた取組を進めます。

さらに、食の安全をめぐる問題、情報化の進展に伴って生じる新たな課題、環境問題など広範な社会問題に対応したきめ細かい啓発を行うなど、消費者自身が自ら考え行動し、自らの安全と権利を守ることができるよう幅広い取組を進めます。